

保護者・地域の皆様へ ～福島県教育委員会からのお願い～

令和3年4月
福島県教育委員会

日頃から学校教育の充実・発展にご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、昨今、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化が大きな社会問題となっています。このような状況を受け、本県では子どもたちが安心して学べる環境づくりや、保護者が信頼して子どもを預けられる環境づくりのためには、教職員自らが自己研鑽する時間と、教職員が子どもとじっくりと向き合う時間の確保が必要であるとの考えから、平成30年度から令和2年度までの3年間を取組期間とした「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定し、各テーマ別の取組を実施してきました。

その結果、学校現場の教職員の努力をはじめ、PTA等の各連携団体の協力により、教職員の時間外勤務時間は、全体的に削減されてきています。しかしながら、令和2年6月に実施した教員の勤務実態調査の結果を個別に見ると、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮しても時間外勤務時間月45時間を超えている教職員の割合はまだまだ多く、時間外勤務時間月80時間を超える長時間勤務を行わなければならない状況にある教職員も依然として存在しています。

福島県教育委員会ではこのような状況を打開するため、教職員多忙化解消プロジェクトチームを中心に、連携団体とも検討を重ね、新たに令和3年度から令和5年度までの3年間を取組期間とした、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」※1を策定し、取組を継続していきます。引き続き各学校においても以下の取組を行いますので、保護者・地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※1 アクションプランⅡはWebに掲載しています。[検索](#) [教職員多忙化解消アクションプランⅡ](#)

各学校の取組

1 児童生徒一斉下校日の設定

原則として週に1日を児童生徒一斉下校日と定め、児童生徒の自主学習時間や、ボランティア活動など地域の活動に参加する時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せ、会議の時間を確保します。

2 夏季休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、いわゆるお盆期間を含めた連続3日以上（週休日及び祝日は除く）を学校閉庁日と定め、週休日の振替の際に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇の計画的な取得促進を図ります。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）の閉庁を徹底します。

3 部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

「部活動の在り方に関する方針」に基づいた、各学校の部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成し、家庭に配布します。

※中学校の特設の部活動を含みます（次の4及び5も同じ）。

※小学校の特設クラブについても中学校の基準を準用します（次の4及び5も同じ）。

4 設定された部活動休養日の徹底

1 学期中

○中学校 平日週1日及び土日いずれか週1日以上

○高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上

平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。

土・日に大会等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

2 長期休業中

○中高共通

学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

5 設定された部活動練習時間の上限の徹底

1 通常練習

○中高共通 平日2時間 学校の休業日3時間

2 大会等

平日の大会、あるいは、土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けます。

1～5以外の「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の主な取組

- ・大規模小学校へのスクール・サポート・スタッフの配置
- ・専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援学校の教育支援アドバイザー等）との連携
- ・中学校・高等学校への部活動指導員の配置
- ・小学校英語の専科指導教員の配置
- ・県立学校へのＩＣＴ支援員の配置

ご理解とご協力を願いします。（各学校ごとの詳細は別紙に記載）